

第14回

京都府後期高齢者医療協議会

と き 平成28年1月26日（火）

ところ 京都府国民健康保険団体連合会会議室

京都府後期高齢者医療広域連合

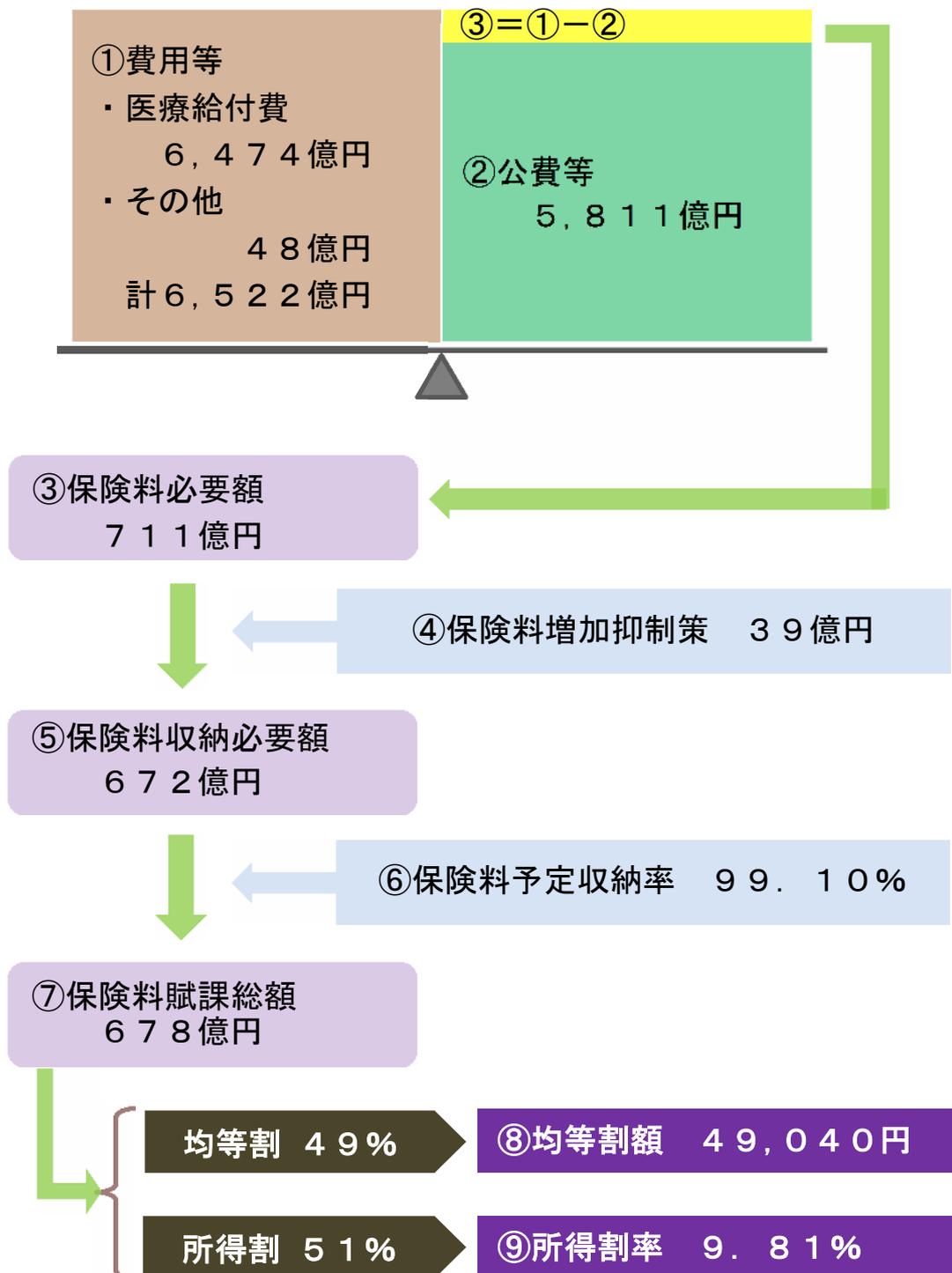
— 目 次 —

1 保険料率の試算状況について	
(1) 第5期（平成28・29年度）保険料率の試算について……………	1
(2) 試算の概要について……………	4
参考：要望・要請について……………	6
2 京都府後期高齢者医療広域連合広域計画について……………	7
(1) 計画の見直し	
(2) 計画骨子	
参考：京都府後期高齢者医療広域連合第2次広域計画……………	8

1 保険料率の試算状況について

(1) 第5期（平成28・29年度）保険料率の試算について

後期高齢者医療制度では、向う2年間（平成28・29年度）に要する医療給付費等を推計し、必要となる保険料率を設定するものです。



ア 保険料率の対前期比較

	均等割額	所得割率	最高限度額	1人当たり 保険料
第5期保険料 (28・29年度)	49,040 円	9.81%	57 万円	75,724 円



差引	+1,560 円	+0.64pt	±0 円	+3,071 円 (4.2%)
----	----------	---------	------	--------------------

	均等割額	所得割率	最高限度額	1人当たり 保険料
第4期保険料 (26・27年度)	47,480 円	9.17%	57 万円	72,653 円

(参考) 保険料率、1人当たり保険料額の推移

	均等割額	所得割率	最高限度額	1人当たり 保険料
第3期保険料 (24・25年度)	46,390 円	9.12%	55 万円	74,286 円
第2期保険料 (22・23年度)	44,410 円	8.68%	50 万円	71,441 円
第1期保険料 (20・21年度)	45,110 円	8.29%	50 万円	71,378 円

イ 保険料改定への影響

	項目	概要
増要素	後期高齢者負担率	後期高齢者負担率の変更 10.73% → 10.99%
	消費税の引き上げ	医療給付費の伸び 29年度 プラス0.9%
減要素	保険料軽減措置	軽減判定所得の拡大 ① 2割軽減 33万円+47万円×被保数 → 33万円+48万円×被保数 ② 5割軽減 33万円+26万円×被保数 → 33万円+26.5万円×被保数
	診療報酬改定	診療報酬全体 28年度 マイナス1.0%

(参考) 保険料の軽減適用状況 (平成27年6月現在)

		人数	構成比
被保険者数		323,020人	—
均等割 軽減適用	9割	95,420人	29.5%
	8.5割	55,907人	17.3%
	5割	23,992人	7.4%
	2割	24,771人	7.7%
	合計	200,090人	61.9%
所得割 軽減適用	5割	31,518人	9.8%
被扶養者 軽減適用 (再掲)		29,077人	9.0%

(2) 試算の概要について

ア 歳出

項目	金額
医療給付費	6,474 億円
療養の給付、訪問看護療養費、入院時食事療養費・生活療養費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費	
その他	48 億円
葬祭費、保健事業費、審査支払手数料など	
合計	6,522 億円

被保険者数及び医療給付費等の推計

年度	被保険者数		一人当たり医療給付費		医療給付費
		対前年比		対前年比	
26 実績	316,080 人		933,159 円		
27 見込	324,614 人	2.7%	944,357 円	1.2%	
28 見込	335,975 人	3.5%	945,301 円	0.1%	3,176 億円
29 見込	342,023 人	1.8%	964,207 円	2.0%	3,298 億円

(参考) 被保険者数、1人当たり医療給付費の推移

年度	被保険者数		1人当たり医療給付費	
	(年平均)	対20年度		対20年度
20	270,961 人	—	842,933 円	—
21	278,598 人	2.8%	874,902 円	3.8%
22	286,824 人	5.9%	901,400 円	6.9%
23	295,750 人	9.1%	914,313 円	8.5%
24	304,002 人	12.2%	914,493 円	8.5%
25	311,093 人	14.8%	925,100 円	9.7%
26	316,080 人	16.7%	933,159 円	10.7%

イ 歳入

項目	金額
公費負担分	3,096 億円
国 (4/12)、府 (1/12)、市町村 (1/12)	
高齢者支援金	2,703 億円
高齢者支援金率	
その他	12 億円
利息など	
合計	5,811 億円

(ア) 所得額等の推計

年度	一人当たり所得額	対前年比
26	536,742 円	
27	518,831 円	△3.34%
28	520,232 円	0.27%
29	520,232 円	0.00%

(イ) 高齢者負担率の推移

年度	高齢者負担率	高齢者支援金率
26	10.73%	39.27%
27		
28	10.99%	39.01%
29		

ウ 保険料増加抑制策の比較

年度	剰余金	財政安定化基金	合計
26	32 億円	12 億円	44 億円
27			
28	39 億円	未定	39 億円
29			

要望・要請について

【国への要望事項（抜粋）】（平成 27 年 6 月 10 日）

- (1) 後期高齢者医療制度の調整交付金については、大都市部を含む保険者に不利益が生じないように拡充を図ること。
- (2) 後期高齢者医療制度については、地方自治体や保険者等関係団体の意見を十分に尊重し、本制度の安定した継続が可能となるよう、国庫定率負担割合の増加など国において責任のある財政支援を講ずること。
- (3) 低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること。
やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずること。
- (4) 後期高齢者医療広域連合が行う制度周知等の広報事業については、国において引き続き必要な予算措置を講ずること。
- (5) 保健事業実施計画において取り組むこととした保健事業に要する費用については、その円滑な推進のため、国において十分な予算措置を講ずること。
また、都道府県化される国民健康保険制度を踏まえ、保険者と地方公共団体の役割と責任を明確にすること。
- (6) 医療資源の偏在による医療費の地域格差が依然として存在しているため、その解消に向け、地域の実態に応じた医療提供体制の整備を進めること。

【京都府への要望事項（抜粋）】（平成 27 年 12 月 17 日）

- (1) 財政支援等について
次期保険料の改定においても、保険料負担の軽減のため財政安定化基金の最大限の活用等必要な財政支援を行うこと。また、健診事業等への積極的な財政支援を行うこと。
- (2) 医療資源の偏在解消について
取組みを強化し、地域の実態に応じた支援を行うこと。
- (3) 京都府と広域連合との連携強化について、
人的支援の充実・強化とともに、市町村に新たな負担が生じることがないように配慮すること。
- (4) 医療制度改革に関する国への要望について
保険料の軽減特例措置の見直し等医療制度改革に関し、被保険者等に過度の負担を強いることがないように、国に要望等を行うこと。

2 京都府後期高齢者医療広域連合広域計画について

(1) 計画の見直し

広域計画は、地方自治法及び京都府後期高齢者医療広域連合規約に基づき策定するもので、第1次（平成19年～平成23年）、第2次（平成24年～平成27年）と策定してまいりました。

今年度（平成27年度）をもって第2次広域計画の期間が満了するため、後継の広域計画（第3次）を策定し、市町村との連携協力の下、より一層関係機関等との連携強化等に努め、さらなる保険者機能の向上を図ることをもって制度の安定運営を目指すこととします。

(2) 計画骨子

第1 広域計画の趣旨

広域連合及び府内全ての市町村が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めるものとします。

第2 基本方針

広域連合は、関係市町村との連携の下、次の項目に取組み、後期高齢者医療制度の安定した運営に努めます。

- (1) 健全な財政運営
- (2) 医療費適正化の推進
- (3) 保健事業の推進
- (4) 個人情報の適正な取扱い
- (5) 連携強化等

第3 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務 次の事項について、それぞれ広域連合と市町村の事務を明確にします。

- 1 被保険者資格管理に関すること
- 2 医療給付に関すること
- 3 保険料の賦課及び徴収に関すること
- 4 保健事業に関すること
- 5 その他の事項に関すること

第4 期間及び改定に関すること

広域計画の期間を、平成28年度から平成31年度までとします。

京都府後期高齢者医療広域連合第2次広域計画

第1 広域計画の趣旨

京都府後期高齢者医療広域連合第2次広域計画(以下「第2次広域計画」という。)は、地方自治法第291条の7及び京都府後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定する計画である。

第2次広域計画は、第1次広域計画に引き続き京都府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)及び府内すべての市町村(以下「関係市町村」という。)が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めるものである。

第2 基本方針

広域連合は、関係市町村との連携のもと、被保険者が将来にわたって安心して必要かつ適正な医療給付を受けることができるよう、保険財政を健全かつ効率的に運営するとともに、保健事業及び医療費の適正化等の推進に努める。

第3 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

(1) 被保険者資格管理に関すること

ア 広域連合が行う事務

被保険者資格の取得、喪失の確認、被保険者証の交付、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方の被保険者資格の認定等の事務

イ 関係市町村が行う事務

広域連合に対する申請及び届出の受付、被保険者証の引き渡しその他被保険者の便益の増進に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

(2) 医療給付に関すること

ア 広域連合が行う事務

療養の給付、高額療養費、葬祭費等の支給、レセプトの点検及び保管、給付実績の管理等の事務

イ 関係市町村が行う事務

高額療養費、葬祭費等の支給申請の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

ア 広域連合が行う事務

保険料率の決定、保険料の賦課等の事務

イ 関係市町村が行う事務

保険料の徴収、保険料の滞納処分、広域連合への保険料の納付等及び保険料に関する申請等被保険者の便益に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

(4) 保健事業に関すること

広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（保健事業）を、関係市町村及び関係機関等と協力して実施するよう努める。

(5) その他

広域連合は、関係市町村と連携し、一層の制度の周知及び理解促進に努めるとともに、関係機関等との更なる連携を深め、保険者機能の向上を図る。

第4 期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とし、4年ごとに必要な改定を行うものとする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。